

「登録者証」の発行について

- 福祉、就労等の各種支援を円滑に利用できるようにするため、県が皆さまからの申請に基づき指定難病の診断基準に該当していることを確認し、「登録者証」を発行します。
- 障害福祉サービスの受給申請時や、ハローワーク等の利用時に、医師の診断書に代わって指定難病の患者であることを確認できるものとして示すことができます。また、県からの各種事業の情報提供に活用します。
- 医療費助成の対象とならない方も、指定難病の診断基準に該当していることが確認できた場合は、「登録者証」を発行することができます。

指定難病の診断基準等については、難病情報センターに掲載されています。

難病情報センター

検索

<https://www.nanbyou.or.jp/>

① 登録者証の活用方法

※マイナンバー連携による発行は令和6年7月頃となります。

岐阜県

指定難病の患者

ハローワーク等

難病患者就職サポーター等



【登録者証の発行】

※原則マイナンバー連携を活用します



【各種支援の利用促進】

マイナンバー連携による確認



市町村（福祉）

障害福祉サービス



「登録者証」の活用について

- ・障害福祉サービスの受給申請時に指定難病患者かどうかをマイナンバー連携により確認。
- ・ハローワーク等に対し、難病患者であることの証明として利用。
- ・県からの各種事業（セミナー等）の情報提供に利用。

② 申請方法

下記の書類をご準備いただき、お住まいを管轄する保健所へご提出ください。

□ 登録者証（指定難病）申請書

- ・県ホームページに様式を掲載しているほか、各保健所窓口でも配布しています。

□ 指定難病にかかっていることを証明するいずれかの資料

- ・臨床調査個人票（難病指定医に記載を依頼してください。）
- ・医療費助成の不認定通知（指定難病に罹患していることが確認できる場合に限る）
- ・特定医療費（指定難病）受給者証

□ マイナンバー確認書類（提示）

- ・マイナンバーカード、マイナンバーが記載された住民票、通知カードのいずれか

指定難病の医療費助成の申請と同時に登録者証の申請ができます。その場合、上記の書類は医療費助成の申請と兼ねることができます。

③ その他

- 登録者証に「指定難病名」がマイナンバー連携されることはありません。
- マイナポータルにおいてご自身の情報が行政機関でどのようにやりとりされたかを確認していただくことができます。
- 登録者証の有効期限はありませんので、再登録や更新は不要です。